

行田クイズ

【問題】 足袋のサイズは文数で表し、一文は一文銭の直径が基準とされていますが、その直径は何センチメートルでしょうか。



- ア. 1.5センチメートル
- イ. 2.0センチメートル
- ウ. 2.4センチメートル

先月号のクイズの答え

【答え】 ウ. 武蔵水路

【解説】 武蔵水路は、利根川と荒川を結ぶ全長14.5キロメートルの水路で、都市用水の導水、浄化水の導水、周辺地域への内水排除という3つの役割を担っています。平成22年度に始まった大規模改築工事は安全通水機能の回復、治水機能の確保・強化、荒川水系の水質改善を目的に行われ、平成27年度に完了しました。

▶**問い合わせ** 商工観光課観光担当(内線389)

納期のお知らせ(2月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- 国民健康保険税・・・8期
- 後期高齢者医療保険料・・・8期
- 介護保険料・・・8期

納期限 2月28日(水)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時収納課で実施しています。

▶**問い合わせ** 収納課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

2月支給の年金から差し引きます。

- ①国民健康保険税
 - ②後期高齢者医療保険料
 - ③介護保険料
- ▶**問い合わせ** ①保険年金課国保担当(内線271)
②保険年金課医療担当(内線227)
③高齢者福祉課介護保険担当(内線277)



2月は省エネルギー月間です

私たちの豊かな暮らしは、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の土台になっている運輸、通信なども全てエネルギーを利用しています。しかし、エネルギーの大量消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加につながります。

特に、冬の期間は暖房などによるエネルギーの消費量が増えることから、国では毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの推進を呼び掛けています。このまちで暮らす私たちも、毎日の生活を少しだけ見直して、みんなで「行田エコタウン」を創っていきましょう。

今日からできる冬の省エネ行動

- ・重ね着をして、暖房の温度を下げたり、利用時間を減らしたりしましょう。
- ・使わない家電製品は、コンセントからプラグを抜くか主電源を切りましょう。
- ・部屋を出るときは、明かりを消しましょう。
- ・風呂は冷めないうちに、家族で続けて入りましょう。
- ・シャワーは流しっぱなしにせず、小まめに止めましょう。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556—9530

屋敷林・社寺林を大切にしましょう

市では、森づくりをはじめ、緑化推進に努めています。まちの緑は、そこに住む人々に安らぎや潤いを与え、良好な環境の維持形成に大きな役割を果たしています。

以前は、ケヤキなどを防風林として屋敷内に植えた家がありましたが、今では数少なくなりました。この屋敷林や神社・寺院の社寺林を保全できるよう、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

▶**問い合わせ** 都市計画課公園担当(内線5604)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第4期納期限 2月27日(火)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564—0303

各種相談 (2月15日～3月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	2月27日(火)	午前9時20分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
		3月8日(木)	午後1時40分～4時20分	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	2月19日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～午後3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	3月4日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚 支援センター ☎090—2416—9692
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	3月14日(水)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎554—2702
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に電話 相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	南河原隣保館	3月14日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	2月20日(火)、3月6日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131

▼**問い合わせ** 環境課環境業務担当
☎556—9530

さしあげます

- ▷鏡台 ▷ベッド(組み立て式・木製・シングルサイズ)
- ▷ベビーカー(B型) ▷冷蔵庫

ゆずってください

- ▷電子ピアノ ▷ステレオアンプ ▷CDラジカセ ▷
鉢(すいれん鉢) ▷ノートパソコン ▷掃除機 ▷きね
と臼 ▷キックボード

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介業務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

不用品情報(無料)